

令和5年度

いじめ防止基本方針

内子町立内子小学校

<目次>	ページ
目次	1
はじめに	2
I いじめの定義	2
II いじめ防止対策推進法(概要)	2
III いじめ問題についての基本認識	3
1 いじめは人間として絶対に許されない	
2 いじめの特徴	
3 いじめの様態	
4 いじめられている子どもの気持ち	
5 いじめている子どもの気持ち	
6 いじめの原因	
IV いじめの未然防止のための取組について	4
1 児童や学級の様子を知るために	
2 互いに認め合い、支え合う仲間づくりのために	
3 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために	
4 保護者や地域への働きかけ	
V いじめの早期発見について	4
1 いじめを発見する手だて	
2 学級内の人間関係を客観的にとらえる	
3 いじめを訴えることの意義と手段の周知	
4 保護者や地域からの情報提供	
VI いじめの発見から解決まで	6
1 いじめの情報(気になる情報)のキャッチ	
2 対応チームの編成	
3 対応方針の決定・役割分担	
4 事実の究明と支援・指導	
5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導	
6 保護者との連携	
7 関係機関との連携	
VII ネット上のいじめへの対応	9
VIII 重大事態への対処	9
IX 具体的な取組	10
1 いじめ防止指導計画	
2 いじめの発見の手立て	
3 いじめが起きないための手立て	
4 いじめ事案が発生した場合	
5 保護者への啓発	
X 資料	12
1 担任として学級経営を見直すチェックリスト	
2 いじめ問題への取組チェックポイント	
3 いじめ発見のチェックポイント(学校用)	
4 いじめ発見のチェックポイント(進学進級期用)	
5 いじめ発見のチェックポイント(家庭用)	
6 生活アンケート(毎月実施)	

【はじめに】

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「内子小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

I いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

II いじめ防止対策推進法(概要) (「いじめ防止対策推進法の公布について(通知)」添付資料I H25.6.28)

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。 ※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)について定めること。 ※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等(※)に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

Ⅲ いじめ問題についての基本認識

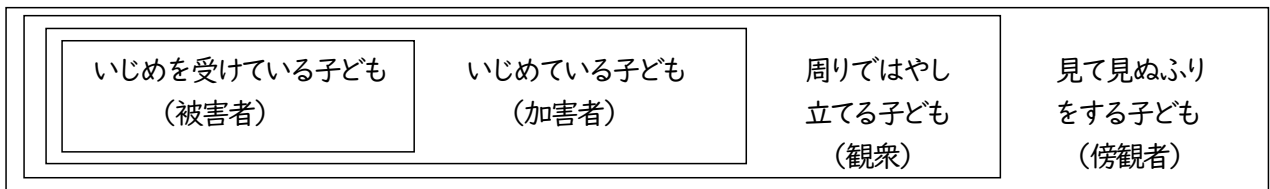
1 いじめは人間として絶対に許されない

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。
- (2) いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

2 いじめの特徴

- (1) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものである。
- (2) いじめの構造

いじめは、「四層構造」になっており、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできない。観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。



3 いじめの様態

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- (9) その他

4 いじめられている子どもの気持ち

- (1) 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして)さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- (2) 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- (3) 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- (4) ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがある。

5 いじめている子どもの気持ち

- (1) いじめの深刻さを認識しないで、からかひやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- (2) 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- (3) いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

6 いじめの原因

- (1) 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- (2) 相手の人権の配慮に欠け、差異(個性)を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

IV いじめの未然防止のための取組について

1 児童や学級の様子を知るために

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、児童と場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが重要である。

2 互いに認め合い、支え合う仲間づくりのために

児童は、周りの環境に大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

- (1) 教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。
- (2) 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で認められる経験が児童を成長させ、教職員の温かい声かけが児童の自己肯定感につながる。

3 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

(2) 道徳教育の充実

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。道徳の授業では、児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換に関する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催、学校、学年だよりなどによる広報活動を行う。

V いじめの早期発見について

1 いじめを発見する手だて

(1) 教師と子どもとの日常の交流をとおした発見

生活ノート(日記)、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に気になる様子に目を配る。

(2) 複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行うことも、発見を容易にする。

(3) アンケート調査

- ・ いじめも含めた「生活アンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。月に1回実施する。
- ・ アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたる。記述内容の分析などには必要に応じてスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

(4) 教育相談をとおした把握

- ・ 学校全体として定期的な面談の実施や、子どもが希望をする時には面談ができる体制を整えておく。
- ・ 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

(5) 児童会が主体となった取組

- ・ 児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

2 学級内の人間関係を客観的にとらえる

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検も必要である。

3 いじめを訴えることの意義と手段の周知

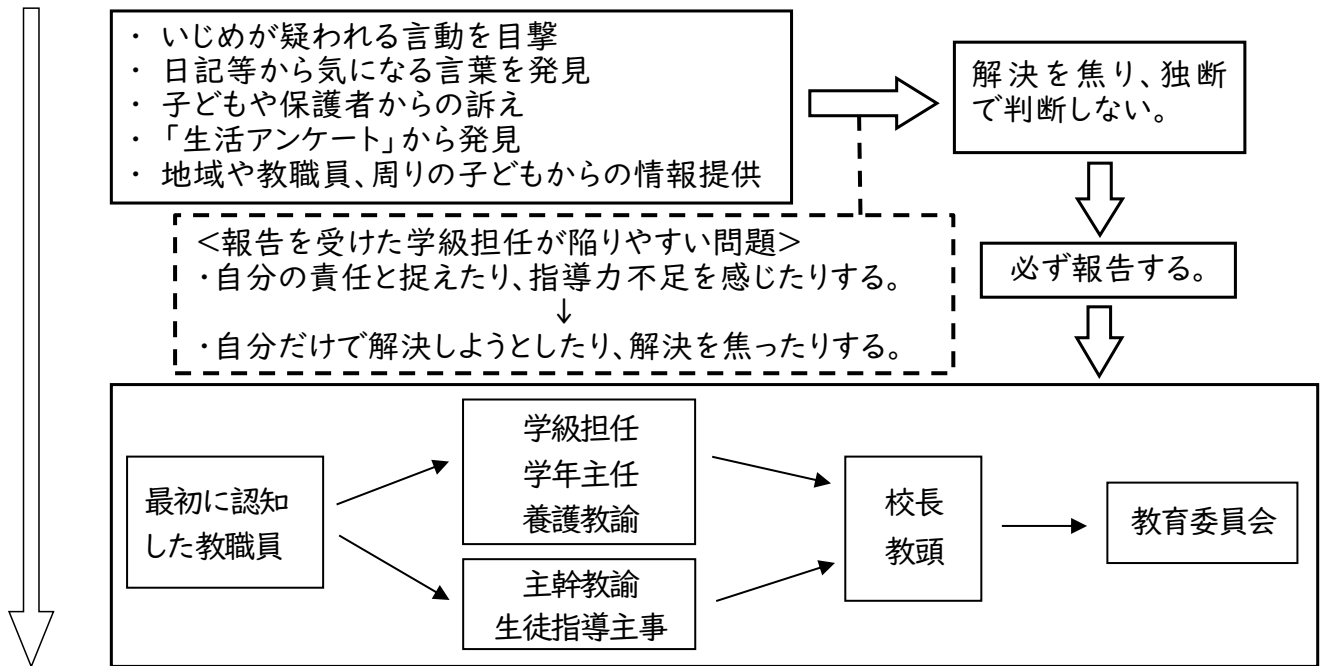
- (1) いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる大切な行為であることを日頃から指導する。
- (2) 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ・ 担任はもとより、教職員の誰にでも伝えてよいことを周知する。
 - ・ 悩み相談箱を設置する。相談箱は管理を徹底する。
 - ・ 生徒指導担当や養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を周知する。
 - ・ 学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。
- (3) 関係機関(いじめ問題対策協議会・市町村や警察の相談機関等)へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ・ 関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。
 - ・ 相談カード等を所持しているかを確認する。
- (4) 匿名による訴えへの対応
匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知する。

4 保護者や地域からの情報提供

- (1) 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- (2) 本方針を学校のホームページに載せ、保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせたり、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知したりする。

VI いじめの発見から解決まで ～発見から指導、組織的対応の展開～

1 いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



2 いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導主事、当該学年教員、養護教諭
 (※事案に応じて、柔軟に編成する。)

3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2) 対応方針
 ア 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
 イ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- (3) 役割分担
 ア 被害者からの事情聴取と支援担当
 イ 加害者からの事情聴取と指導担当
 ウ 周囲の児童と全体への指導担当
 エ 保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

(1) 事実の究明

- ア いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
 イ 聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。
- <事情聴取の際の留意事項>
- ・ いじめられている子どもや周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。また、苦痛や負担を感じることはないよう長時間にならないよう配慮する。
 - ・ 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所、人数などに配慮する。
 - ・ 関係者からの情報に食い違いがなければ、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
 - ・ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
 - ・ 聴取を終えた後は(当該児童生徒を自宅まで送り届け)、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

- ・ いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ・ 注意、叱責、説教だけで終わったり、ただ単に謝ることだけで終わらせたりすること。
- ・ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

(1) 被害者(いじめられた子ども)への対応

ア 基本的な姿勢

- ・ いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- ・ 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

イ 事実の確認

- ・ 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- ・ いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

ウ 支援

- ・ 学校はいじめを絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- ・ いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・ 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ・ 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

エ 経過観察

- ・ 日記などの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・ 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者(いじめた子ども)への対応

ア 基本的な姿勢

- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

イ 事実の確認

- ・ 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・ それまでに得た情報を加害者に伝えて確認するだけでなく、まず加害者から事実を聞いて矛盾点がないか確認する。
- ・ うそやごまかしのない事実確認を行う。

ウ 指導

- ・ 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・ いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・ いじめに至った自分の心情や立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・ 被害者や情報提供者への報復等は許さないこと、加害者が被害者になったときには同様に対応すること等を伝える。
- ・ 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

エ 経過観察等

- ・ 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・ 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

ア 基本的な指導

- ・ いじめは、学級や学年、学校等集団全体の問題として対応していく。
- ・ いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

イ 事実確認

いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

ウ 指導

- ・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・ これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・ いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

エ 経過観察等

- ・ 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

6 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校は徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

<保護者との連携が困難となりうる対応>

- ・ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→ 事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- ・ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ・ 電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

ア 事情聴取後、(子どもを送り届けながら家庭を訪問し、) 事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。

イ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

ウ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

エ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

<保護者との連携が困難となりうる対応>

- ・ 保護者やその子育ての方法を非難する。 ・ 保護者への情報提供が遅くなったりなかったりする。

(3) 保護者との日常的な連携

ア 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

7 関係機関との連携

- (1) 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- (2) 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携を容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
・ いじめの発見状況を報告する。 ・ 対応方針について相談したい。	市町村教育委員会 県教育委員会
・ 指導方針や解決方法について相談したい。 ・ 子どもや保護者への対応方法を相談したい。	いじめ問題対策 協議会
・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	児童相談所、警察
・ いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。	医療機関
・ いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。	児童相談所

8 いじめが解消している状態とは

- (1) いじめ行為が止んでいること

被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(目安:少なくとも3か月)継続していること。

- (2) いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

VII ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないように、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

- 1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うものである。

- 2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底、情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が重要であることから保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

- 3 早期発見・早期対応のためには

学校等における情報モラル教育などを進めるとともに、保護者の理解を求めることが必要である。学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

VIII 重大事態への対応

学校は、重大事態に対処し、その当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに「内子小学校いじめ調査委員会」を設け、質問票の使用やその他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 重大事態とは

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき(児童が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合)

(2) いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められるとき(不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により対処する。)

(3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 調査主体:内子町立内子小学校

3 調査を行うための組織「内子小学校いじめ調査委員会」

構成員・・・内子小学校いじめ対策委員会・内子地区民生児童委員・内子主任児童委員・内子町教育委員会(教育長・学校教育課長・指導主事)・PTA会長・PTA副会長・臨床心理士・愛媛県発達障がい者支援センター(医師)

4 調査の流れ

(1) 重大事案の発生

(2) 学校長から内子町教育委員会へ報告

(3) 内子町教育委員会から内子町長へ報告

(4) 内子小学校いじめ調査委員会開会

(5) 調査方針の決定

(6) 事実関係を明確にするための調査実施

(7) いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

(8) 内子町長に調査結果の報告を行う。

IX 具体的な取組

I いじめ防止指導計画

□:教職員間の活動 ○:児童生徒、保護者の活動

月	いじめ防止指導計画	ポイント
4	<input type="checkbox"/> 学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解 【職員会議】 <input type="checkbox"/> いじめ撲滅宣言(教師の決意を表明する) 【始業式】 <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【保護者会】 <input type="checkbox"/> 「生活アンケート」の実施と分析、教育相談	<ul style="list-style-type: none"> いじめの情報(被害者と加害者、内容等)を確実に引き継ぐ。 学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 相談箱用の相談用紙を配布しておく。
5	<input type="checkbox"/> 学校評価委員会開催 <input type="checkbox"/> 民生児童委員情報交換会 <input type="checkbox"/> 配慮を要する児童の把握 【職員会議】 <input type="checkbox"/> 「生活アンケート」の実施と分析、教育相談 <input type="checkbox"/> 行事(運動会)をとおした人間関係づくり <input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」	<ul style="list-style-type: none"> 児童の班編成等の場面に留意する。
6	<input type="checkbox"/> 小中の情報連携のための連絡会 <input type="checkbox"/> 幼保小連絡会 <input type="checkbox"/> 「生活アンケート」の実施と分析、教育相談 <input type="checkbox"/> 全校なかよし集会 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	<ul style="list-style-type: none"> 6月は児童の人間関係に変化が表れやすいので気を付ける。
7	<input type="checkbox"/> 地区懇談会 <input type="checkbox"/> 学校評価の実施→ 児童・保護者の意見を聞く <input type="checkbox"/> 「生活アンケート」の実施と分析、教育相談	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策の点検を行う。
8	<input type="checkbox"/> 教育相談に係る研修講座への参加 <input type="checkbox"/> いじめ対策子ども会議(内子町)	<ul style="list-style-type: none"> 相談技術等の向上を図る。

9	○「生活アンケート」の実施と分析、教育相談	・ 夏休み明けの児童の変化を確認する。
10	○「生活アンケート」の実施と分析、教育相談 ○家庭で気になることの調査 ○人権意識啓発活動(人権・同和教育参観日)	・ 人権感覚を高める。
11	○「生活アンケート」の実施と分析、教育相談 ○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 ○行事(学習発表会等)をととした人間関係づくり	・ 11月は児童の人間関係に変化が表れやすいので気を付ける。
12	○「生活アンケート」の実施と分析、教育相談 ○学校評価の実施→ 児童・保護者の意見を聞く ○いじめSTOP子どもフォーラム(国立大洲青少年交流の家)	・ いじめ対策の点検を行う。
1	○「生活アンケート」の実施と分析、教育相談	・ 冬休み明けの児童の変化を確認する。
2	□学校評価委員会開催 ○「生活アンケート」の実施と分析、教育相談 ○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	・ クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期である。
3	○「生活アンケート」の実施と分析、教育相談 □記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 □小中の情報連携のための連絡会 □学校基本方針の見直し	・ いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。

2 いじめの発見の手立て

- (1) 相談箱の設置
- (2) 日記指導
- (3) 保護者との情報交換(予定帳)
- (4) 生活についてのアンケート
- (5) 教育相談
- (6) 中・昼休みに校舎内の巡回(学担外)
- (7) 気になる児童のチェックリスト

3 いじめが起きないための手立て

- (1) ファミリー班での交流
- (2) 人間関係促進の技法(構成的グループエンカウンター)を用いた学級経営
- (3) ソーシャルスキルトレーニング
- (4) 「みんなにこにこ内子小」が見える子どもたちによる自発的な活動
例 心が温くなるニュースの紹介、ぽかぽかの木

4 いじめ事案が発生した場合

- (1) いじめ指導記録カードに記入をする。
- (2) 被害者・加害者の事後観察を続け、経過報告会を対応チームで行う。

5 保護者への啓発

- (1) 校報、学年・学級通信、ホームページ等で、学校での児童の様子を知らせる。
- (2) 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせる。
- (3) いじめを発見した際の学校への連絡方法を知らせる。
- (4) 本方針の学校のホームページへの掲載

X 資料

1 担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない子どもたちでも、いじめが起きやすい雰囲気の中でいると心が乱れてくる。反対に、学級の環境を整備することで、子どもたちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になる。ここでは、学級担任として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示しておく。

【教師の言動】

- 子どもの言い分に耳を傾けている。
- 子どものよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

2 いじめ問題への取組チェックポイント

学校の指導体制において具体的に点検すべき項目を、指導体制、教育相談、教育活動、家庭、地域社会との連携の観点から示す。

学校組織においては、学校長のリーダーシップの下に、全教職員が一致協力して取り組む指導体制を確立する必要がある。

- 学校長を中心に、全職員がいじめ問題の解決に向けて一致協力して対応しているか。
- いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っているか。
- 教師と児童、児童間の好ましい人間関係の育成に努めているか。
- 児童が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- いじめについての訴えがあった時、問題を軽視することなく的確に対応しているか。特に、「日頃から問題行動がない」、「学習成績がよい」等の理由から、対応が不十分になっていないか。
- 児童の悩みや要望を受け止めることのできる相談体制が機能しているか。

- 保健室や相談室の機能を十分に生かし、養護教諭や相談員等が得た情報を効果的に活用しているか。(秘密の保持)
- 教育相談体制が保護者にも十分応えられるようになっているか。
- 児童の悩みが解消されるまで、継続的な事後指導を行っているか。
- 必要に応じて、専門機関との連携を図っているか。
- 学校に配置されたスクールカウンセラーや相談員等が十分機能し、活用されているか。
- 全職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設けているか。
- 道徳や学活、ホームルームの時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っているか。
- 児童会活動等において、いじめの問題との関わりで適切な指導や支援を行っているか。
- 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培ったりする活動を積極的に推進しているか。
- PTAや地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けた地域ネットワークづくりに努めているか。
- 家庭に対して、いじめの問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携を図っているか。
- 家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えているか。
- 必要に応じて、児童相談所や警察等の地域関係機関との連携協力を行っているか。

3 いじめ発見のチェックポイント(学校用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることである。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられる。

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン(言葉や表情、しぐさ)を見逃さずに、早期に対応することが大切である。

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 忘れ物が多くなる。
- 用具や机、椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。
- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- グループ分けて孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
- 教室や図書室で一人である。
- 今まで一緒だったグループからはずれている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友だちと一緒にいても表情が暗い。おどおどした様子で友だちについていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。
- 机を寄せて席を作ろうとしない。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける。)
- 食欲がない。

- 笑顔が無く、黙って食べている。
- その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりされている。
- 他の子どもと一人離れて清掃している。
- 皆の嫌がる分担任をいつもしている。
- 目の前にゴミを捨てられる。
- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞆、傘などの持ち物が紛失する。靴箱にいたずらをされる。
- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなどのちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わせない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険な物を所持する。

4 いじめ発見のチェックポイント(進学進級期用)

進学や進級の時期は、入学や進級、部活動への入部など生活の基盤となる環境が変化し新しい仲間ができる反面、人間関係の摩擦やグループ間の対立が生じやすい時とも考えられる。特に4月当初は所属する学級が新しくなって、集団内の互いの力関係や人間関係に変化が起きる可能性がある時期である。このような時期にも学級や子どもの様子を観察することが一層望まれる。

学級内の子どもたちの人間関係は、それぞれ独自のものがある。それらの特徴を見極め、理解しておくことが大切である。

【表情・日常の行動の様子】

- 元気がない、顔色が悪い、食欲不振等の状態が続いている。
- 何かにおびえたり、人目を気にしたりしている様子が見られる。
- 話しかけても避けたり、急によそよそしい素振りを見せたりする。
- 教師に何か話したそうだが、話せないような様子が見られる。
- 理由のはっきりしない遅刻や早退、欠席が増える。
- 席替えて特定の子を避ける様子が見られる。
- 班編制で特定の子が避けられたり、なかなか班が決まらなかつたりしている。
- 保健室や相談室、職員室に行きたがる。
- 人目のつかない所(トイレや階段の上がり口等)にいることが多い

【身の回りのものの変化】

- 机や椅子、ノート、かばん、ロッカー等へいたずら書きをされる。
- 机や椅子、持ち物等が壊される。
- もの隠しや靴隠しがあったり、持ち物がよけられたりする。
- 衣服や持ち物に汚れや靴の跡などが見られる。
- 一人ぼっちでいたり、いつも友だちの後ろについていたりしている。
- 一人だけ遅れて教室に入ってくる。
- 衣服の破れや、不自然な擦り傷、打ち身などが見られる。

【学習面】

- 発表するとからかわれたり、正しいことを言っても支持されなかつたりする。
- 急に忘れ物が増える。

- 授業中にうつむいていることが多くなったり、発言が減ったりしている。
- 突然大きな声を出したり、奇抜なことを言ったりする様子が見られる。

5 いじめ発見のチェックポイント(家庭用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることである。家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられる。

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
- 買い与えた物が紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- 登校時刻になると、頭痛や腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- 親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙やメールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急激に成績が下がる。